

ノルウェー

意匠法

2003年3月14日法律第15号により改正

目次

第1章 総則

- 第1条 意匠についての排他的権利
- 第2条 定義
- 第3条 新規性と独自性
- 第4条 複合製品
- 第5条 公衆による意匠の利用可能性
- 第6条 新規性を失わせない行為(猶予期間)
- 第7条 公共の利益に反するか又は他人の権利を侵害する意匠
- 第8条 技術的機能から帰結する意匠
- 第9条 意匠権の範囲と内容
- 第10条 意匠権の例外
- 第11条 船舶及び航空機への使用
- 第12条 意匠権の消尽

第2章 意匠登録の出願

- 第13条 登録の出願
- 第14条 願書の修正
- 第15条 複数意匠の登録出願
- 第16条 優先権
- 第17条 登録要件
- 第18条 登録と公告
- 第19条 出願の訂正
- 第20条

第3章 公開と情報開示義務

- 第21条 出願書類の閲覧
- 第22条 出願人の情報開示義務

第4章 意匠登録の有効期間

- 第23条 意匠登録の有効期間
- 第24条 登録の更新

第5章 審査, 無効判決等

- 第25条 行政審査及び裁判所による再検討
- 第26条 取消又は無効判決の期限その他の要件

- 第 27 条 行政審査請求の提起と手続
- 第 28 条 登録意匠の修正
- 第 29 条 意匠に対する権利
- 第 30 条 出願又は登録の移転に関する訴訟
- 第 31 条 実施を継続する権利
- 第 32 条 特許庁での行政審査と裁判所での訴訟との関係
- 第 33 条 特許庁の職権による取消
- 第 34 条 登録の抹消
- 第 35 条 意匠登録簿への登録と公告

- 第 6 章 審判請求等
 - 第 36 条 特許庁の決定に対する審判請求
 - 第 37 条 審判請求
 - 第 38 条 審判請求の審理
 - 第 39 条 審判部の決定に対する裁判所の再検討

- 第 7 章 損害賠償，罰則等
 - 第 40 条 意匠権侵害に対する損害賠償
 - 第 41 条 新たな意匠侵害行為の防止手段
 - 第 42 条 登録前の実施
 - 第 43 条 民事訴訟における被告に有利な認定の根拠
 - 第 44 条 意匠権侵害に対する罰則
 - 第 45 条 第 22 条による情報開示義務の違反に対する罰則と損害賠償

- 第 8 章 訴訟に関する規定
 - 第 46 条 法定専属管轄
 - 第 47 条 訴訟についての通知
 - 第 48 条 判決の送付

- 第 9 章 雑則
 - 第 49 条 代理人
 - 第 50 条 権利の回復
 - 第 51 条 意匠登録簿等
 - 第 52 条 本法に基づく規則(手数料等)
 - 第 53 条 ライセンスの付与
 - 第 54 条 意匠登録簿の記載の法的効力等

- 第 10 章 国際意匠登録
 - 第 55 条 定義
 - 第 56 条 国際意匠登録
 - 第 57 条 国際意匠登録がノルウェーで効力を有するための要件

- 第 58 条 国際意匠登録の効力
- 第 59 条 国際意匠登録の期間満了の効果

第 11 章 最終規定

- 第 60 条 1970 年 5 月 29 日意匠法の廃止及び他の法律の用語の変更
- 第 61 条 その他の法令の修正
- 第 62 条 施行日及び経過規定

第1章 総則

第1条 意匠についての排他的権利

意匠の創作者(「創作者」)又はその権原承継人は、登録によって、本法の規定の対象となる意匠を実施する排他的権利(「意匠権」)を取得することができる。

意匠の登録は、保護要件が満たされている場合における他の法律による保護を排除するものではない。かかる他の法令による保護には、商標に関する1961年3月3日法律第4号、団体標章に関する1961年3月3日法律第5号、文学、科学若しくは芸術作品についての著作権に関する1961年5月12日法律第2号及び特許に関する1967年12月15日法律第9号によるものが含まれる。

第2条 定義

本法において、

1. 「意匠」とは、製品又はその装飾の特徴、特にそれらの線、輪郭、色、形態、織り方又は素材から生じる製品若しくはその一部分の外観を意味する。
2. 「製品」とは、工業若しくは工芸製品を意味し、特に、複合製品を構成する各部品、梱包、外装、図標識及び印刷タイプフェイスを含むがコンピュータ・プログラムは含まない。
3. 「複合製品」とは、交換可能な複数の部品から成り、分解と再組立を行うことができる製品を意味する。

第3条 新規性と独自性

意匠は新規で独自性を有するものに限り意匠権の対象となる。

意匠は、その登録出願日より前に、又は第16条に従って優先権が主張される場合は優先日より前に、同一の意匠が公衆に利用可能となっていない場合に新規性を有すると認められる。複数の意匠は、それら各々の特徴が重要でない点で異なるに過ぎない場合は同一とみなされる。

意匠は、利用者に与えるその全体的な印象が第2段落にいう日より前に公衆に利用可能となっている他の意匠の利用者に与える全体的な印象と異なっている場合に、独自性を有するとみなされる。独自性の有無を評価するに際しては、当該意匠を開発する上で創作者が有した自由度が斟酌されるものとする。

第4条 複合製品

複合製品を構成する部品についての意匠の新規性と独自性は、次に掲げる限度でのみ認められる。

1. 構成部品が、当該複合製品の通常の使用状態において外部から視認することができ、かつ
 2. その構成部品の視認できる特徴が、新規性及び独自性に関する要件を満たしていること
- 前段落にいう「通常の使用」とは、保守、サービス及び修理作業を除く最終使用者による複合製品の使用を意味する。

第5条 公衆による意匠の利用可能性

意匠は、それが登録その他に基づき公開された時に本法の下に公衆に利用可能となったとみ

なされる。この規定は、意匠が博覧会で展示された場合、取引で使用された場合、又はその他開示された場合に準用される。

ただし、次の何れかに該当する場合は、意匠は公衆に利用可能となったとはみなされない。

1. 登録出願日より前に、又は第 16 条に従って優先権が主張される場合は優先日より前に、第 1 段落にいう事由を通して EEA(欧州経済地域)内の関係専門領域の業界に通常の業務過程において知られ得なかったと合理的に認められる場合、又は
2. 明示又は黙示の守秘条件の下に他人に開示されたに過ぎない場合

第 6 条 新規性を失わせない行為(猶予期間)

意匠は、第 3 条第 2 段落にいう日の前 12 月以内に次の何れかの者又は事由によって公衆に利用可能とされた場合は、第 5 条に規定する公衆に利用可能な状態になったとはみなされないものとする。

1. 創作者又はその権原承継人
2. 創作者又はその権原承継人からの情報提供又はそれらの者の行為に基づいて意匠を公衆に利用可能とするその他の者
3. 創作者又はその権原承継人との関係での濫用の結果

第 7 条 公共の利益に反するか又は他人の権利を侵害する意匠

意匠は、次の何れかに該当する場合は登録を受けることができない。

1. 公共政策又は受け入れられている道徳原理に反する意匠
2. 使用権限に基づかずに、国旗、刑法第 328 条第 1 段落(4)及び第 2 段落の適用対象となる紋章その他の記章、又は当該意匠が使用される製品と同一若しくは類似する種類の製品に対する公の管理又は保証を示す標章、又はこのような旗、紋章、記章若しくは標章と誤認される虞がある図柄を含む意匠

ノルウェーにおける先の意匠登録出願の対象となっている意匠で、後の出願の出願日より前に、又は第 16 条に基づき優先権が主張される場合はその優先日より前に、公衆に利用可能となっていないが、その後公衆に開示されたものと抵触する場合、後の出願の意匠には意匠権は付与されない。

意匠が次の何れかについてのノルウェーでの他人の権利を侵害する場合は、かかる意匠に対して意匠権は付与されない。

1. 商標、商号又はその他の標識
2. 著作権法により保護される著作物(写真を含む。)
3. 農産物の品質保証に関する 1932 年 6 月 17 日法律第 6 号による規制の下に保護される農産物及び食品に対する原産地の地理的表示又は原産地呼称

第 8 条 技術的機能から帰結する意匠

製品の次の何れかに該当する外形に対しては意匠権は付与されない。

1. 製品の技術的機能のみから帰結される外形
2. ある製品が別の製品の周囲に又はそれに対して機械的に接合若しくは位置設定される場合において、両者が機能を発揮するために正確な形態及び寸法で作成されなければならない外形

前段落の規定に拘らず、モジュラーシステムを構成する相互に入替可能な複数製品の複合的な組立若しくは接続のために考案された意匠に対しては意匠権を付与することができる。

第 9 条 意匠権の範囲と内容

意匠権は、何人も、意匠権所有者(「所有者」)の同意を得ない限り当該意匠を実施することができないことを定める。ただし、第 10 条から第 12 条に定める場合はこの限りでない。上記にいう「実施」とは、特に、当該意匠が組み込まれ又は用いられている製品の製造、販売の申出、市場への導入、輸入、輸出、使用、及びかかる目的のためのそれら製品の保管、貯蔵を意味する。

意匠権は、意匠を見る使用者に全体として異なった印象を与えない一切の意匠に及ぶ。意匠権の範囲を評価する場合は、意匠を開発する上での創作者の自由度が考慮されるものとする。

第 10 条 意匠権の例外

意匠権は次に掲げる場合は及ばない。

1. 意匠が私的で非商業的な目的のために使用される場合。
2. 意匠が実験の目的で使用される場合
3. 意匠が引用又は教育の目的で使用される場合。ただし、この場合は、当該行為が公正な取引慣行に沿ったものであること及び当該意匠の正常な使用を阻害しないことを要し、かつ所有者を明示しなければならない。

第 11 条 船舶及び航空機への使用

意匠権は次の行為には及ばない。

1. 他国で登録された船舶又は航空機が一時的にノルウェー領内に入る場合に、かかる船舶若しくは航空機の設備に対して使用する行為
2. 前号にいう船舶又は航空機の修理の目的で予備部品や付属品をノルウェーに輸入し、かかる修理を実行する行為

第 12 条 意匠権の消尽

意匠権は、意匠権所有者によって又はその者の同意を得て EEA 内の市場に出された保護意匠対象製品には及ばない。

第2章 意匠登録の出願

第13条 登録の出願

意匠登録の出願は、書面によりノルウェー特許庁(「特許庁」)に対してされなければならない。

願書には、出願人の名称と住所及び登録を求める意匠の対象とする1若しくは複数の製品を記載すると共に、意匠を明確に描写した複製を添付しなければならない。

出願人が登録の前に意匠のひな形を提出する場合は、かかるひな形もまた、当該意匠を正確に模したものでなければならない。

願書には、創作者の名称が記載されなければならない。創作者の名称は意匠登録簿に記載される。意匠が複数の創作者の集団による協同の成果である場合は、当該集団の名称をもって各個創作者の名称に代えることができる。

願書はまた、国王が規則で定めるその他の要件を遵守しなければならない。また所定の手料を納付しなければならない。

第14条 願書の修正

意匠登録の願書は、修正して当初の対象製品以外の製品を出願の対象としてはならない。登録を求めた意匠の修正は、同一性を失わずかつ登録要件を満たす場合にのみ許される。

第15条 複数意匠の登録出願

1の出願には、対象製品が意匠のための国際分類を制定する1968年10月8日のロカルノ協定による同一の類に属することを条件に複数の意匠を含めることができる。

第16条 優先権

ノルウェー、又は工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約又は1994年4月15日の世界貿易機関設立協定(「WTO協定」)の締約国における意匠保護出願を既に行っており、当該出願から6月以内にノルウェーにおける別の意匠登録出願を行う者は、新たな出願が当該最初の出願と同じ日にされたとみなされるべきことを主張することができる。

1928年11月22日の国際博覧会に関する条約に規定される公式の又は公認された国際博覧会において意匠を展示し、その後6月以内にノルウェーにおいて意匠権の出願を行う者は、その出願は当該意匠がその博覧会において最初に展示された日にされたとみなされる旨主張することができる。

国王は、規則において、優先権の主張に関する更なる要件を定めることができる。国王はまた、第1段落及び第2段落に規定される場合以外に優先権が認められる場合を定めることができる。

第17条 登録要件

特許庁は、出願が第13条から第15条までの要件を満たしているか否かを判定する。特許庁はまた、出願が第2条(1)の定義に該当する意匠についてのものであるか否か、及び第7条第1段落に規定する要件が満たされているか否かについても判定する。

国王によって設定される規則に規定される範囲で、特許庁はまた、出願人の請求に基づき、

意匠の登録を妨げるその他の要素が存在するか否かを審査し、その結果を出願人に通知する。かかる審査請求については手数料の納付を要する。

第 18 条 登録と公告

意匠の登録出願が第 17 条第 1 段落に定める要件を満たす場合、その意匠は登録され、登録の通知が出願人に送付される。意匠登録は公告される。

出願人が願書において求める場合は、登録は第 3 条第 2 段落にいう日から最大 6 月間据え置くことができる。

第 19 条 出願の訂正

出願が第 17 条第 1 段落に定める要件を満たさない場合、特許庁はその事実及び不備が訂正されない場合の結果について出願人に通知する。これに際し、出願人には意見の提出及び、訂正が可能な場合は、不備の訂正のための相応の期間が付与されるものとする。

出願の不備が特許庁によって与えられた期間内に訂正された場合、当該出願はそれが特許庁に対してされた当初の日に提出されたものとみなされる。ただし、出願は、登録を求める意匠の複製若しくはひな形が特許庁によって受領されるまではされたとはみなされない。

出願人が特許庁によって与えられた期間内に意見を提出せず不備の訂正も行わない場合、出願は取り下げられたとみなされるものとする。

ただし、与えられた期間の経過後 2 月以内に出願人が意見を提出するか又は不備の訂正を行った場合、取り下げられたとみなされた当該出願の処理が再開される。これについては所定の手数料を納付しなければならない。上記の出願処理の再開は 1 回に限り認められる。

第 20 条

出願の不備が第 19 条の規定に従って訂正することができないものでありかつ第 14 条第 2 文の規定による修正を施した形で登録することができないものである場合、出願は拒絶される。ただし、特許庁が訂正のための新たな期間を出願人に与えるべきであると判断する場合はこの限りでない。

第3章 公開と情報開示義務

第21条 出願書類の閲覧

出願日から後、何人も願書及びその付属書類、その他当該出願に係る一切の書類の閲覧を請求することができる。ただし、第2段落から第5段落までに定める場合はこの限りでない。意匠の外観を知ることのできる書類については、当該意匠が第18条の規定に従い登録されるまでは閲覧を請求することはできない。ただし、第3条第2段落にいう日から6月が経過したときは、意匠が未登録であっても当該書類は公開されるものとする。出願が取り下げられるか又は拒絶された場合は、閲覧権は、出願人が手続の再開を求めるか、決定に対して審判請求を行うか又は損害賠償を請求する場合に限り認められる。

出願人が求める場合は、意匠の外観を明らかにする書類も第2段落に規定する時よりも早く公開されるものとする。

出願人が求める場合は、商業上の秘密に係る情報は公開の対象から除外することができる。このような請求がされた商業上の秘密情報は、その請求が最終的に拒絶されるまでは公開されない。意匠権が付与され得るか否か影響を及ぼす情報及び意匠権の範囲又は存続期間に関する情報は公開除外の対象とはならない。

特許庁が出願審査のために内部的に作成した書類は公開の対象から除外することができる。

第22条 出願人の情報開示義務

意匠が公開される前に出願人が他人に対して意匠出願を引き合いに出す場合に、出願書類の閲覧を求められたときは、出願人は当該相手方に対してその閲覧を許さなければならない。直接に又は広告その他において意匠権の出願がされた又は意匠権が付与されたことを出願番号若しくは登録番号を告げることなく他人に知らせた出願人は、出願番号又は登録番号を求められた場合は、これを遅滞なく知らせなければならない。意匠権の出願がされた又は意匠権が付与されたとの印象を与えるような情報を提供した者は、当該意匠が登録されたか又は意匠登録出願がされたかについて求められたときは、これを遅滞なく知らせなければならない。

第4章 意匠登録の有効期間

第23条 意匠登録の有効期間

意匠登録は出願において求められる5年の整数倍の期間効力を有し、その期間は出願日から起算される。25年未満の有効期間を有する登録は、総年数が25年に達するまで5年の整数倍の期間更新することができる。更新後の登録期間は前の期間の末から起算される。

複合製品を修理してその元の外観を回復するために使用される構成部品(予備部品)の意匠については、その登録は最大5年間効力を有する。

第24条 登録の更新

意匠登録の更新申請は、登録期間の満了前1年以内及び満了後6月以内に特許庁に対して書面でされるものとする。所定の手数料を納付しなければならない。更新申請が登録期間の満了後にされる場合は、追加の手数料を納付しなければならない。

第1段落に規定する期間内に意匠の登録番号を明示して更新手数料が納付された場合、それは更新申請とみなされる。

意匠登録の更新は意匠登録簿に記載され公告される。

第5章 審査，無効判決等

第25条 行政審査及び裁判所による再検討

意匠が第2条から第8条までに定める要件を充足しない場合，当該意匠登録は第26条から第28条までの規定に従い全面的若しくは部分的に特許庁によって取り消されるか又は裁判所によって無効と判決される。意匠が意匠登録を受ける権利を有する者以外の者を主体として登録された場合，当該意匠登録は第26条及び第27条の規定に従い取り消されるか又は第29条及び第30条の規定に従い正当な権利者に移転されるものとする。

意匠登録は，その所有者が当該意匠に対する部分的な権利のみを有することを理由としては取り消され又は無効とされることはない。

第26条 取消又は無効判決の期限その他の要件

意匠登録についての行政審査は，第2段落及び第3段落に定める要件の下に，登録期間中請求することができる。

行政審査の請求は次に掲げる者のみが行うことができる。

1. 所有者が当該意匠についての権利を有していないことを基礎として意匠についての権利を主張する者
2. 第7条第2段落及び第3段落にいう権利が意匠登録によって侵害されていることを主張する先の権利の出願人又は所有者
3. 第7条第1段落(2)にいう権利が意匠登録によって侵害されていることを主張する所轄省庁又はそのような意匠登録によって影響を被る者若しくは組織

当該主張が所有者が当該意匠についての権利を有していないことを基礎とする場合，かかる主張は，請求人が登録の事実及び請求を基礎付けるその他の事情を知った後1年以内にされなければならない。所有者が登録時又は登録の移転を受けた時に善意で行為をしていた場合は，当該主張は，登録又は登録移転後3年以内にされなければならない。

第1段落から第3段落までの規定は，登録無効の判決を求める裁判に準用する。

登録無効訴訟は登録の有効期間が経過した後又は登録が放棄された後にも提起することができる。ただし，このような場合に登録無効訴訟を提起するには，それについての法的利益が存在しなければならない。

所有者が意匠に対する権利を有していないことを主張する行政審査請求が第3段落に規定する期限内に特許庁に提起された場合は，第3段落の規定に拘らず，当該事由に関する訴訟は第29条第3段落に従い特許庁が定める期間内に提起することができる。

第27条 行政審査請求の提起と手続

登録意匠についての行政審査請求は，次に掲げる事項を記載した書面を提出して特許庁に対して行うものとする。

1. 請求人の名称と住所
2. 審査を請求する登録及び，該当する場合は，登録されている意匠
3. 請求の理由
4. 請求を基礎付ける事情についての必要書類

請求は，更に，国王が規則で定める要件を満たさなければならない。所定の手数料を納付し

なければならない。

請求が第1段落及び第26条に定める要件を満たさない場合、訂正が可能なときは、特許庁は相応の期間を指定して要件の不備を訂正するよう求めるものとする。不備が指定された期間内に訂正されない場合、請求は拒絶されるものとする。ただし、訂正のための更なる期間を与えるべきであると特許庁が判断する場合はこの限りでない。

審査請求が所有者以外の者によって提起された場合、特許庁は、できる限り速やかに、応答のための相応の期限を指定して当該請求について所有者に通知するものとする。

同一の登録に対して複数の審査請求が提起された場合、特許庁はそれら複数請求を1件の手続に統合するものとする。ただし、これについて客観的に正当な理由による異議が提起された場合はこの限りでない。

特許庁は審査請求によって影響を受けない事情を考慮に入れることができる。審査請求が取り下げられた場合においても、特許庁は、特段の理由が存在すると判断する場合は、事件の処理を継続することができる。本段落は第26条第2段落と両立する限りにおいてのみ適用される。

何人も行政審査についての一件書類を閲覧することができる。第21条第4段落と第5段落の規定はこの場合に準用される。

第28条 登録意匠の修正

特許庁は、修正後の意匠が元の意匠との同一性を保つと共に登録要件を充足し、かつ所有者が修正を請求するか又は修正に同意する場合は、意匠登録を部分的に取り消すことができる。裁判所は、前段落に定めるのと同一の要件の下に、意匠登録の部分的無効の判決を行うことができる。

当該修正された意匠は意匠登録簿に記録され、それについての新たな登録通知が所有者に送付される。修正後の意匠の複製を伴った修正通知が公告される。

第29条 意匠に対する権利

登録意匠の行政審査において、他人のために登録された意匠が自己に帰属することを主張する者は、登録取消でなく登録の自己への移転を請求することができる。

何人かが他人によって登録出願がされた意匠についての権利を主張する場合、特許庁はその出願を移転することができる。この場合、移転を受けた者は新たに出願手数料を納付しなければならない。

第1段落又は第2段落にいう内容について疑義があると判断する場合、特許庁は、意匠に対する権利を主張する者に対し相応の期間内に訴訟を提起するよう求めることができる。かかる期間内に訴訟が提起されない場合、特許庁は権利主張を無視することができる。このことは、権利を主張する者に通知されるものとする。

第30条 出願又は登録の移転に関する訴訟

他人によって登録出願がされた又は他人のために登録がされた意匠についての権利を主張する者は、出願又は登録の移転を求めて訴訟を提起することができる。登録の移転を求める訴訟は、第26条第3段落及び第6段落に定める期限内に提起されなければならない。

第 31 条 実施を継続する権利

第 29 条又は第 30 条の規定により登録を失った者が誠実にノルウェーにおける当該意匠の実施を開始していたか又はかかる実施開始のために広範な準備をしていた場合は、その者は、適切な額の報酬の支払又はその他相応の条件の下に当該意匠の実施を継続し又は開始することができる。かかる権利は、同様の条件の下に、登録されたライセンスの所有者に準用する。第 1 段落に定める権利は、その権利が生じた事業又は当該意匠の実施が意図されている事業の移転と共にのみ他人に移転することができる。

第 32 条 特許庁での行政審査と裁判所での訴訟との関係

出願の移転に関する手続が特許庁に係属している場合、特許庁は、移転に関する最終的な決定に至るまでは出願を修正、放棄、拒絶又は認容してはならない。審査請求が登録された意匠に対する権利に係る場合は、上記の日より前に登録を取消、修正又は抹消してはならない。意匠に対する権利について訴訟が係属している場合、特許庁は当該訴訟が確定判決によって解決されるまで登録又はその取消若しくは移転に関する審査手続を進めることはできない。登録の無効に関する訴訟が係属している場合、上記の日までは特許庁は登録の取消に関する審査手続を進めることはできない。

行政審査を請求した者は、特許庁において審査が進行している間は登録の無効又は移転に関する訴訟を提起することはできない。

第 33 条 特許庁の職権による取消

意匠登録又は登録の更新若しくは修正が明らかな誤りによる場合、特許庁は職権により登録の全部若しくは一部を取り消すことができる。

特許庁は取消の前に登録の所有者が意見を提出するための相応の期限を指定するものとする。

第 34 条 登録の抹消

登録が更新されないか若しくは更新することができない場合又は所有者が書面により登録の抹消を求める場合、登録は登録期間の満了後意匠登録簿から抹消されるものとする。

登録の移転に関する訴訟が提起された場合又は意匠権について強制執行がされた場合、当該登録は、訴訟が終局判決が確定するか又は強制執行が取り消されるまでは所有者は登録の抹消を請求することができない。

第 35 条 意匠登録簿への登録と公告

登録についての行政審査の請求が提起されるか又は登録の無効又は移転に関する訴訟が提起された場合、これらの事実は意匠登録簿に登録され公告されるものとする。請求について最終的な決定がされたときは、その決定が意匠登録簿に登録され公告される。

第 33 条の規定による登録の取消及び第 34 条の規定による登録の抹消は意匠登録簿に登録され公告される。

第 31 条による意匠の継続実施の権利は、当事者の何れかが請求する場合は意匠登録簿に登録され公告される。

第6章 審判請求等

第36条 特許庁の決定に対する審判請求

意匠登録出願又は国際意匠登録のノルウェー国内登録の出願に関して特許庁が出願人に不利な決定を行った場合、出願人は当該決定に対して特許庁の審判部に審判請求を行うことができる。

第25条の規定に基づく行政審査において下された決定に対しては、不利な決定を受けた当事者が特許庁審判部に審判請求を行うことができる。出願又は登録の移転に関する第29条に基づく請求が容認された場合、出願人又は所有者は審判部に対して審判請求を行うことができる。

第33条に基づく登録取消決定に対して、所有者は審判部に審判請求を行うことができる。次に掲げる事項を求める申立を却下又は拒絶する決定に対しては、申立人は審判部に対して審判請求をすることができる。

1. 第19条第4段落に規定する出願処理の再開
2. 第21条第4段落、第27条第6段落又は第38条第5段落に定める公開からの除外
3. 本法の規定に基づく一件書類の閲覧
4. 第24条による意匠登録の更新
5. 第50条による権利の回復

特許庁によるその他の決定に対しては審判請求を行うことができない。

第37条 審判請求

審判請求は、決定についての通知が関係人に送られた日の後2月以内に特許庁に対して書面でされなければならない。審判請求の書面には次に掲げる事項が記載されなければならない。

1. 請求人の名称と住所
2. 審判請求の対象とする決定
3. 決定に対して求める修正の内容
4. 審判請求の理由

審判請求は更に、国王が設定する規則に定める要件を満たさなければならない。審判請求を行う者は所定の手数料を納付しなければならない。

第38条 審判請求の審理

事件の他方当事者に対しては、できる限り速やかに審判請求の提起について通知すると共に、意見を提出するための相応の期限を指定するものとする。

審判請求の審理要件が充足されている場合において、特許庁が請求人の主張には明らかに正当な理由があると判断するときは、特許庁は決定を取り消すか又は修正するものとする。そのような決定がされない場合、一件書類は審判部に送付される。特許庁が審判部に意見書を提出する場合、その写しが当事者に対して送付されるものとする。

審判請求の審理要件が充足されていないと判定する場合、請求人に対し、意見を提出また可能なときは不備の訂正を行うための相応の期限が与えられるものとする。指定された期限内に不備が訂正されない場合、審判請求は却下される。ただし、審判部が訂正のための更なる期限を指定するべきであると判断する場合はこの限りでない。

審判請求を審理する場合は、審判部は正当な請求理由があるか否かを審理する。審判部は、請求人によって主張されない事由も考慮に入れることができる。審判請求が取り下げられた場合においても、特許庁は、審理を継続する特段の理由が存在すると判断する場合は、審理を継続することができる。本段落は第26条第2段落と両立する限りにおいてのみ適用される。何人も審判請求についての一件書類を閲覧することができる。第21条第4段落と第5段落の規定はこの場合に準用される。

第39条 審判部の決定に対する裁判所の再検討

特許庁による決定は、第36条に定める審判請求権が行使され審判部がそれに対して審決した場合にのみ裁判所の審理の対象となる。ただし、この規定は、第25条及び第30条に基づき登録の無効又は移転についての訴訟を提起する権利に影響するものではない。

審判部の審決に対する裁判所への審理請求は、第3段落に定める場合を除いて、審判部によって不利な審決を受けた当事者のみが行うことができる。かかる裁判所の審理を求める訴は、審判部の審決についての通知が審判請求人に送られた日の後2月以内に限り提起することができる。かかる提訴の期限が経過した後は、もはや権利の回復を求めることはできない。審判部の審決の通知には、かかる提訴の期限についての記載が含まなければならない。特許庁による出願若しくは登録の移転に係る決定についての審判部の審決については裁判所に提訴することはできない。これは、審判部が行政審査の請求を却下若しくは拒絶するか、又は却下若しくは拒絶に関する特許庁の決定を維持する場合の審決についても同様とする。

第7章 損害賠償，罰則等

第40条 意匠権侵害に対する損害賠償

故意又は過失により本法に違反して意匠を実施する者は意匠権を侵害された者に対して相応の金額のライセンス料に相当する補償金を支払うと共に，当該実施によって更なる損害が生じた場合はそれについても賠償責任を負う。

前段落に定める補償金及び損害賠償の金額は，侵害者の帰責性の程度に応じて減額することができる。

実施が善意に行われた場合においても，裁判所は，相応とみなされる範囲で，本条に基づく補償金及び損害賠償金の支払を命じることができる。かかる補償金及び損害賠償金の総額は，侵害者が当該意匠の実施によって得た利益の評価額を超えないものとする。

第41条 新たな意匠侵害行為の防止手段

新たな意匠侵害行為が発生するのを防止するために，裁判所は，侵害を受けた者による請求を受けた場合，本法に違反してノルウェーで製造され又はノルウェーに輸入された製品，又は意匠侵害のためにのみ用いられ得る物品を，指定に従って改変すること，破棄すること又は残存する保護期間中没収することを内容とする決定を行うことができる。同一の要件の下，裁判所は，上記の措置に代え，本法に違反してノルウェーで製造され又はノルウェーに輸入された製品を対価の支払と引換えに被侵害者に引き渡すよう命じることができる。

第1段落の規定は上記の製品，物品又はそれらについての権利を善意で取得し，自らは意匠権侵害行為を行っていない者については適用されない。

第42条 登録前の実施

何人かが，出願人の同意を得ることなく，登録出願がされた意匠を実施しかつ意匠を示す書面が第21条に従って公開された後にその実施が起きた場合は，第40条及び第41条を準用する。ただし，出願の結果，当該意匠が登録されることを条件とする。第18条に定める登録の通知より前の実施分についての補償及び損害賠償の総額は常に第40条第3段落の規定により制限されるものとする。

本条に基づいて請求を行うための期間は，意匠が登録されるまで開始しない。

第43条 民事訴訟における被告に有利な認定の根拠

意匠権侵害に関する民事訴訟において，第5章の規定により登録が無効である又は登録の移転を主張することができるとの判断は，既に登録を無効とする若しくは登録の移転を命じる確定判決が下されたか又は特許庁が登録の取消又は移転を命じる最終決定を下した場合のみ行うことができる。

第44条 意匠権侵害に対する罰則

故意に本法に違反して意匠を実施する者及びその共犯者は罰金又は最高3月の禁固を課せられるものとする。

上記については，被害者の告訴がなければ公訴を提起することはできない。

第 45 条 第 22 条による情報開示義務の違反に対する罰則と損害賠償

故意又は過失により第 22 条に規定する情報開示義務に違反した者は、罰金を課せられかつ相応と認められる額の損害賠償義務を負う。

上記については、被害者の告訴がなければ公訴を提起することはできない。

第 8 章 訴訟に関する規定

第 46 条 法定専属管轄

次に掲げる訴訟は、オスロ地方裁判所に提起しなければならない。

1. 本法に従って登録出願がされた意匠に対する権利についての訴訟。第 30 条参照
2. 第 39 条に定める審判部の審決についての再検討に係る訴訟
3. 登録の無効又は移転に係る訴訟。第 25 条及び第 30 条参照

オスロ地方裁判所は、ノルウェーに居住しない出願人及び所有者についての裁判権も有する。

第 47 条 訴訟についての通知

登録の無効又は移転に関する訴訟を提起する者は、同時に、その旨を特許庁に通知すると共に意匠登録簿に登録され住所がそこに記載されている当該意匠の実施権者に対しても書留郵便で知らせるものとする。意匠侵害訴訟を提起する意匠実施権者は、同様に、その旨を意匠登録簿に意匠権所有者として登録されその住所がそこに記載されている者に通知するものとする。

原告が必要な通知を行ったことを証拠書類によって証明しない場合、裁判所は期限を設定して通知の実行を求めることができる。期限内に通知が行われない場合、訴は却下される。

第 48 条 判決の送付

本法に定める民事訴訟における判決の写しは、裁判所から特許庁に送付されるものとする。

第9章 雑則

第49条 代理人

ノルウェーに居住しない出願人は、出願に関する一切の事項についてノルウェーに居住する者によって代理されなければならない。この規定は、登録の行政審査に関する事件が係属している期間中は、所有者に準用する。

ノルウェーに居住しない意匠権所有者は、特許庁の通知、及び令状その他手続上の通知を自己に代わって受領するノルウェー在住の代理人を有さなければならない。代理人の名称及び住所は意匠登録簿に記載される。

所有者が上記の代理人を有さない場合、所有者への送達は、意匠登録簿に記載された住所に宛て書留郵便で行うことができる。この場合、裁判所法(Courts of Justice Act)第178条が準用される。

意匠登録簿に完全な住所の記載がない場合に、訴訟が提起されたときの送達は、裁判所が適切と判断するときは、当該書類は裁判所から受け取ることができる旨を明記して、ノルウェー官報及び特許庁公報に当該書類又はその要旨を公告する方法であることができる。この場合、裁判所法第181条第4段落の規定が準用される。ただし、特許庁公報に記載された公告日付が裁判所からの送達の日付とみなされる。

国王は、規則において、本条に規定する代理人選任義務の特例を定めることができる。

第50条 権利の回復

特許庁との関係で第2章、第4章又は第6章に規定される又はそれらに基づく所定期限を遵守しなかったために権利を失った者は、自己又は自己の代理人が合理的に求められる注意を怠らなかったことを証明したときは、その請求により、失った権利が回復される。かかる請求は、期限遵守を妨げた事由が解消した時から2月以内かつ最終期限後4月以内に特許庁に対して書面で行わなければならない。かつ、この期間内に当該未達の行為を実行しなければならない。本段落に定める権利の回復には所定の手数料の納付を要する。

第1段落の規定は第16条に定める期限については適用されない。また、第36条第2段落に定める決定に対する審判請求についての第37条に規定の期限の不遵守についても第1段落による権利の回復は認められない。

第51条 意匠登録簿等

特許庁は、意匠登録簿を保有しかつ登録等の公告を行う公報を発行する。

何人も、意匠登録簿を閲覧しかつその内容についての認証抄本を得ることができる。抄本の取得については、所定の手数料を納付しなければならない。

本法により公開される書類の写しを得るには所定の手数料を納付しなければならない。

第52条 本法に基づく規則(手数料等)

国王は、本法の規定の補充及び実施のための規則を制定することができる。特に、国王は、次に掲げる事項についての規則を定めることができる。

1. 特許庁による出願審査の範囲
2. 国際出願と登録

3. 本法に規定される期限の長さ
4. 出願及び登録の分割と統合
5. 意匠登録簿の保有と閲覧
6. 手数料の金額と支払。国王は出願と登録の分割及び統合に関する手数料について定めることができる。

第 53 条 ライセンスの付与

意匠権所有者は、他人に対して意匠を実施する権利(ライセンス)を付与することができる。実施権者は、その所有者との契約で許可されていない限りその権利を移転することはできない。

ライセンスが事業に属している場合、当該ライセンスは、別段の合意がされた場合を除いて、その事業と共に移転することができる。ただし、かかる事業の移転を行った者は、自己の締結したライセンス契約による義務を負担し続ける。

当事者の何れかが請求した場合、ライセンスは意匠登録簿に登録され公告される。この規定は、登録されたライセンスが移転されるか又は効力を失った場合に準用する。

第 54 条 意匠登録簿の記載の法的効力等

意匠登録に係る訴訟は常に、意匠登録簿に意匠権所有者として登録されている者を相手方として提起することができ、また特許庁が所有者に与えるべき通知は常に、この所有者に対して送付することができる。

意匠権が他人に移転された場合、かかる移転は、当事者の何れかが請求したときは、意匠登録簿に記載され公告される。第 15 条に基づき登録された複数意匠の一部が移転された場合、かかる移転は、所有者が当該複数意匠登録の分割を請求する場合に限り意匠登録簿に登録され公告され得る。かかる分割については所定の手数料を納付しなければならない。

意匠に対する先取特権は、強制執行当局からの通知があった後に意匠登録簿に登録され公告される。

意匠登録が複数の者に任意移転された場合に、抵触が生じたときは、最新に移転された権利が、それが登録簿への記録を求めて通知された最初のものであった場合は、先に移転された権利に優先する。ただし、所有者が、権利移転を意匠登録簿へ記録するため通知する際に、善意で行動していたことを条件とする。同じことが、ライセンス間の抵触の場合に適用される。

第 10 章 国際意匠登録

第 55 条 定義

国際意匠登録とは、意匠の国際登録に関する 1925 年 11 月 6 日のヘーグ協定のジュネーヴ・アクト(1999 年 7 月 2 日,ジュネーヴ)に基づき世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局によってされる意匠登録を意味する。

特許庁は、ノルウェーにおける意匠の国際登録に関する事務を処理する登録機関である。
削除

第 56 条 国際意匠登録

ノルウェーの国民であるか又はノルウェーに住居又は真実かつ実効的な工業若しくは商業上の事業所を有する者は特許庁又は WIPO 国際事務局に願書を提出することによって意匠の国際登録を出願することができる。

国際意匠登録の出願は、ヘーグ協定ジュネーヴ・アクトに定める要件を満たさなければならない。

国際意匠登録の出願が特許庁に対してされた場合、特許庁は、規則に定める期限内に国際事務局に出願書類を送付する。この送付については、所定の手数料を納付しなければならない。

削除

第 57 条 国際意匠登録がノルウェーで効力を有するための要件

特許庁が国際事務局から国際登録された所有者による当該意匠登録のノルウェーでの発効の申請がされた旨の通知を受けた場合、特許庁は、当該意匠が第 2 条(1)に定める意匠に該当するか否か及び第 7 条第 1 段落に定める要件が充足されているか否かについて審査する。

要件が充足されていない場合、特許庁は当該国際登録のノルウェーでの発効を全面的又は部分的に拒絶する。かかる拒絶は、規則に定める期限内に国際事務局に通知されなければならない。

拒絶された場合、国際登録の所有者は、規則に定める要件に従って、特許庁に対し当該国際登録のノルウェーでの効力について再審査するよう請求することができる。

ノルウェーでの発効の要件が充足されている場合は、特許庁は当該国際登録を意匠登録簿に登録しそれがノルウェー国内で効力を有する旨を公告する。

第 19 条及び第 50 条の規定は、国際登録のノルウェーでの発効の申請についての特許庁の審査に準用する。国際意匠登録の所有者が優先権を主張する場合、第 16 条の規定が準用される。

削除

第 58 条 国際意匠登録の効力

意匠の国際登録がノルウェーで効力を有する旨の意匠登録簿の記載は、ノルウェーの国内意匠登録の場合と同一の効力を有する。その記載の発効日は、国際事務局における国際登録日とする。

国際登録が第 57 条第 4 段落の規定に従い意匠登録簿に登録され公告されるまで、当該国際登録はノルウェーにおける意匠登録出願と同じ効力を有する。意匠の国際登録が国際事務局によって公告された後に何人かが当該国際登録の所有者の同意を得ることなく当該意匠を使用

する場合、その後当該意匠がノルウェーの意匠登録簿に登録されることを条件に第 40 条及び第 41 条が準用される。なお第 57 条第 4 段落に定める公告の前にされた使用についての対価及び損害賠償額は、常に第 40 条第 3 段落に定める制限に服する。本段落に基づいて請求を行うための期間は、当該意匠が意匠登録簿に登録されるまで進行を開始しないものとする。国際意匠登録はヘーグ協定ジュネーヴ・アクトの規定に従い更新することができる。特許庁が国際事務局から国際意匠登録の更新の通知を受け取った場合、かかる更新について意匠登録簿に記載され公告される。

国際登録がノルウェーにおいて効力を有する旨の意匠登録簿への登録については、第 5 章に規定に従って取り消し、無効にし、移転し又は抹消することができる。第 33 条の規定に従った登録取消は、規則に定める期限内にされなければならない。

削除

第 59 条 国際意匠登録の期間満了の効果

国際登録の全部又は一部が期間の満了により失効した場合、それは同じ範囲でノルウェーにおける登録の効力も消滅させる。かかる失効は意匠登録簿に記載され公告される。

削除

第 11 章 最終規定

第 60 条 1970 年 5 月 29 日意匠法の廃止及び他の法律の用語の変更

1970 年 5 月 29 日意匠法は廃止される。

「mønster」(意匠)の語は、次の法令規定において単独で使われている場合又は他の用語と結合して使われている場合の両者を含め、「design」の語に置き換えられるものとする。

1. 民事訴訟手続に関する 1915 年 8 月 13 日法律第 6 号第 273 条(5)
2. 敵国財産に関する 1950 年 12 月 15 日法律第 4 号第 2 条第 1 段落(e)
3. 商標に関する 1961 年 3 月 3 日法律第 4 号第 14 条第 1 段落(5)
4. 文学、科学、芸術作品等に関する 1961 年 5 月 12 日法律第 2 号第 10 条第 1 段落
5. 1980 年 2 月 8 日抵当法第 3-4 条第 2 段落(b)及び第 5-9 条第 1 文

商業活動の競争に関する 1993 年 6 月 11 日法律第 65 号第 3-7 条において、「mønster」(意匠)の語は、「en register design」(登録意匠)の語に置き換えられるものとする。

第 61 条 その他の法令の修正

1. 工業所有権の保護庁に関する 1910 年 7 月 2 日法律第 7 号において、第 5 条第 1 段落は次の通りとする。

「審判部による決定は、同部の審判長又は副審判長が 5 名の審判員から成る合議体で審理するとの決定を行わない限り 3 名の審判員による合議でされるものとする。審判請求を却下する決定は、却下理由が明白であると認められる場合にのみ審判長又は副審判長が単独で行うことができる。」

2. 商標に関する 1961 年 3 月 3 日法律第 4 号は、次の通り修正されるものとする。

第 17 条第 1 段落第 3 文及び新たに規定される第 4 文は次の通りとする。「その他、出願は規則に定める要件を満たさなければならない。所定の手数料を納付しなければならない。」

第 19 条第 3 段落は次の通りとする。「出願人が所定の期限が経過する前に意見を提出せず又は不備を訂正しない場合、出願は拒絶される。出願人が期限の経過後 2 月以内に意見を提出するか又は不備を訂正した場合、出願についての審査が再開されるものとする。かかる審査の再開については所定の手数料を納付しなければならない。審査再開は、出願の審査中 1 回に限り許されるものとする。」

第 22a 条第 1 段落第 2 文は次の通りとする。「所定の手数料が納付される必要がある。」

第 23a 条第 2 段落は次の通りとする。「更新申請は、登録期間の満了前 1 年以内及び登録期間の満了後 6 月以内に特許庁に書面でされなければならない。所定の手数料を納付しなければならない。更新申請が登録期間満了後にされる場合は追加の手数料を納付しなければならない。」

第 33 条第 1 段落は次の通りとする。「新たな所有者が請求した場合、登録商標の移転が商標登録簿に記載され公告される。これについては第 28 条及び第 31 条が準用される。」

第 34 条第 3 段落第 1 文は、次の通りとする。「商標の所有者と使用権者の両者は、登録商標のライセンスを商標登録簿に登録し公告することを請求することができる。」

第 47 条第 2 文及び新たに規定される第 3 文は次の通りとする。「出願はその他、規則に定める要件を満たさなければならない。所定の手数料を納付しなければならない。」

第 50 条第 3 段落は次の通りとする。「第 19 条及び第 60 条の規定を準用する。」

第 60 条第 1 段落第 3 文及び新たに規定される第 4 文は次の通りとする。「当該期限内に行為の追完がされるものとする。所定の手数料を納付しなければならない。」

第 61 条は次の通りとする。「何人も、商標登録簿を閲覧する権利、並びに第 17a 条により公開されている商標出願の願書及び付属書類の認証抄本又は写しを取得する権利を有する。かかる認証抄本と写しの取得については、所定の手数料を納付しなければならない。」

3. 特許に関する 1967 年 12 月 15 日法律第 9 号は、次の通り修正されるものとする。

第 8 条第 4 段落は次の通りとする。「発明者の氏名が願書において明示されなければならない。特許出願が発明者以外の者によってされる場合、願書には、出願人が当該発明に関する権利を有することを確認する出願人の声明が含まれなければならない。出願人が発明についての権利を有することを疑うに足る理由を特許庁が有する場合、特許庁はかかる権利を証明する書類の提出を求めることができる。」

第 15 条第 3 段落は次の通りとする。「ただし、所定期限の満了後 4 月以内に出願人が意見を提出するか又は不備の訂正を行った場合、出願についての審査は再開されるものとする。所定の手数料を納付しなければならない。」

第 27 条第 1 段落第 2 文は次の通りとする。「所定の手数料を納付しなければならない。」

第 31 条第 1 段落第 2 文は次の通りとする。「出願人は特許庁に所定の手数料を納付しなければならない。」

第 72 条第 1 段落第 3 文及び新たに規定される第 4 文は次の通りとする。「当該期限内に行為の追完がされるものとする。所定の手数料を納付しなければならない。」

4. 従業者発明に対する権利に関する 1970 年 4 月 17 日法律第 21 号第 2 条は、次の通りとする。「第 7 条第 1 段落、第 9 条及び第 10 条の規定に服することを条件に、本法は別段の合意がされていないか又は別段の合意の約束がされていない場合に限り適用されるものとする。」

第 62 条 施行日及び経過規定

本法は、国王の定める日から施行される。国王は、本法の一部規定について異なる施行日を定めることができる。

本法は本法の施行前に登録されたか又は本法の施行前に登録出願がされた意匠についても適用される。ただし、次の例外に服するものとする。

本法施行前にされた出願については、出願、出願処理、閲覧の権利、審判及び審決に対する裁判所による再検討に関する旧法の規定が適用される。

第 4 条及び第 8 条の規定は、本法施行前に登録されたか又は本法施行前に登録出願のされた意匠については適用されない。旧法の規定に基づいてされた登録に対する特許庁又は裁判所の再検討はそれら規定に基づいてされるものとする。

本法の施行前に、旧法による所有者の同意が要件とされなかったが本法においてはそれが要件とされる態様で意匠を実施している場合、当該実施者は、本法の規定に拘らずかかる実施を継続することができる。この規定は、意匠実施のための実質的な準備を完了している者に準用する。